

高知県公安委員会告示生企第15号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月1日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

別表のとおり

別表

申請者	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
愛知県一宮市高田字池尻1番地 株式会社コナミアミューズメント 代表取締役 沖田 勝典	ぱちんこ遊技機 P G I 優駿倶楽部 A U O P O 5 4 7	告示の日 から3年 間
愛知県一宮市高田字池尻1番地 株式会社コナミアミューズメント 代表取締役 沖田 勝典	回胴式遊技機 S G I フェアリーグランプリ K P O S O 6 0 6	告示の日 から3年 間
大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番 4号 株式会社 J F J 代表取締役 今山 武成	ぱちんこ遊技機 P とある魔術の禁書目録 J U A O P O 7 0 3	告示の日 から3年 間
東京都台東区東上野一丁目16番1号 株式会社平和 代表取締役 嶺井 勝也	ぱちんこ遊技機 P ルパン三世 1 1 2 Y Z 7 O P O 6 7 1	告示の日 から3年 間